

特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろう定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人男女共同参画こしがやともろうという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県越谷市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、越谷市における男女共同参画推進条例を尊重し、男女共同参画の実現と女性の自立支援を目的とした活動を行い、すべての人々が平等で平和な生活を送ることができる人間尊重を基本とした社会の形成に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 男女共同参画関係施設受託事業
 - ② 男女共同参画の推進を担う人材養成事業
 - ③ 情報提供、調査研究事業
 - ④ 自立支援・相談事業
 - ⑤ 子どものための自立支援事業

第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

- 2 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 法令、定款に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1人
 - (2) 副代表理事 1人以上
 - (3) 理事（代表理事及び副代表理事を含む）3人以上
 - (4) 監事 1人以上
- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故が生じたとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があると発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べること
(役員任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員を解任の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 総会

(総会種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

(総会権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び解散した場合の残余財産の処分

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費に関する事項

(8) 会員の除名

(9) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 事務局の組織及び運営に関する事項

(11) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事がこれを招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事について表決権を行使することができない。

(総会における書面表決等)

第27条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。)

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第32条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会における書面表決)

第36条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者にあつてはその旨を付記すること。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名

人2人が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前年度事業に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(予備費)

第45条 予算超過又は予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第52条 事務局長及び職員の任免は代表理事が行う。

(組織及び運営)

第53条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第9章 顧問

第54条 この法人は顧問を置くことができる。

(1) 顧問は意見を求められた時は理事会において意見を述べる事が出来る。

(2) 顧問は理事会の推薦により代表理事が委嘱する。

(3) 顧問に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

(4) 顧問は理事会における議決権を有しない。

第10章 雑則

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(施行細則)

第56条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	原 博子
副代表理事	荒井ひとみ
同	駒崎美佐子
理事	青木 玲子
同	坂本 雅子
同	内 雅子
同	中村 敏子
同	横山 恵一
同	渡部 子
監事	松本 麻利

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成22年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員会費 年 10,000円
 - (2) 賛助会員会費 年1口 2,000円(1口以上)